

# 「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」についての意見概要

法制問題小委員会  
2010年8月5日

日本書籍出版協会  
日本雑誌協会

---

## 一般規定の導入は不要

- 権利制限の一般規定がないことにより、利用が躊躇されている事例が実際にどの程度あるのか不明。
- あるとすれば、具体的にどのような利用事例について萎縮効果が働いているかを検証すべき。
- 個別規定ではなく一般規定の導入が必要である理由と、一般規定を導入した場合に萎縮が一定程度解消される根拠を明示すべき。

# 一般規定の導入の弊害

- 一般規定を根拠とする無断使用の増加に対して、権利者は裁判によって対応するしかなく、結果として一般規定の適用が否定されたとしても不測の訴訟費用と労力を強いられる。
- また、懲罰的な賠償制度も存在しない我が国において権利制限の一般規定を導入することは、居直り侵害者を蔓延させ、ひいては著作権制度への信頼を損なわせる結果となる。
- 特にインターネット上での著作権侵害や「グレーゾーン」の行為が、たとえ一件ごとは軽微であっても、短期間で累積することにより、権利者は取り返しのつかないダメージを受ける。

2

---

## 個別規定による対応を検討すべき

- 要件や趣旨を一定程度明確にすることができないのであれば、権利制限規定の導入は相応しくない。
- 仮に「権利制限の一般規定の要件や趣旨を一定程度明確にすることができる」のであれば、個別規定による対応を検討すべきである。
- 一般規定では、「利用者団体」を特定することができないため、権利者と利用者によるガイドラインを定めることが不可能である。

3

## A利用類型は新たな規定創設は不要

- A類型は「写り込み」しか想定されていないが、これは現行法の運用、解釈で対応可能。
- どうしても「写り込み」を許諾不要とする法改正が必要なのであれば、個別規定で対応すれば十分。
- 「許諾なしに日々行われている権利侵害」は、一件ごとは軽微でも、積み重なることで権利者に大きな影響を及ぼす。
- 「付随的な利用」の範囲が次第に拡大されるおそれがある。31条1号の図書館における複製では、「一部分」が「少なくとも半分を超えないもの」で事実上運用されている。

4

---

## B利用類型は基本的には許諾ベース

- B利用類型は、すべて当該著作物を特定した利用そのものであり、AおよびCの類型とは質的に異なる。
- Bの類型は、現行法でも黙示的なものも含めて許諾ベースで運用されているものである。
- 「典型的な例」としていくつかあげられているが、問題になるのは典型例ではない境界線上のもの。限界事例では裁判所の判断によるしかなく、当事者間のガイドラインに期待することはできない。
- そもそも、一般規定において、特定の利用者を代表する「当事者」を想定することは非現実的。

5

## C利用類型は個別規定で対応すべき

- C利用類型として例示されている、「当該複製により作成された複製物が、あくまで技術開発・検証のための素材として利用されるに留まり、表現の知覚を目的としない」もので許諾処理が不可能なものについて、法改正が必要であれば、個別規定の導入での対応を目指すべき。
- 実際に、中間まとめ21頁に「技術の急速な進歩への対応やインターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図る措置として近時の法改正により手当てされた個別権利制限規定」とあるように、個別規定による対応が行われている。
- 中間まとめ27頁にも、「リバース・エンジニアリングに伴う複製等については、既に検討が行われ、文化審議会著作権分科会報告書(平成21年1月)において権利制限の対象とする旨の方向性が出されていること等にかんがみれば、個別権利制限規定を創設することによる対応を行うことが適当であると考えられる」との記述がある。

第3章 権利制限の一般規定を導入する必要性について

2 権利制限の一般規定を導入することについての関係者の考え方

3 権利制限の一般規定の導入の必要性を考える場合に検討すべき事項について

4 まとめ

**◆第3章 2・3・4 【10頁～15頁】**

権利者側の懸念に対しては、具体的根拠に乏しい反論を加える一方で、利用者側の意見や要望については、十分な検証を行わず、肯定的評価を与えている。権利制限の一般規定の導入ありきで、報告書がまとめられているとしか思えない。

11～12 頁には、「権利制限の一般規定の要件や趣旨を一定程度明確にすること等により、これらの危惧はある程度解消されうることも考えられ」とあるが、それらが明確にできるようなものであるのであれば、個別権利制限規定の導入を検討すべきである。

また、12 頁「本小委員会で実施したヒアリング等の結果を踏まえると、現実問題として、利用者側に著作物の利用に関して一定の萎縮効果が働いている可能性があり、権利制限の一般規定を導入することにより、かかる萎縮効果が一定程度解消され、その結果、これを経済的効果と評価すべきか否かはともかく、何らかの効果が産まれる可能性それ自体は、完全には否定できない」については、具体的にどのような事例について萎縮効果が働いているのかを検証すべきであり、個別権利制限規定ではなく一般規定の導入が必要である理由と、一般規定を導入した場合に萎縮が一定程度解消される根拠を明示すべきである。

12 頁の(3) 法社会学的見地からの検討「ア」の指摘に対する反論「訴訟を好まず、和解を好むという日本人の法意識論は、現在では必ずしも支配的な見解とはいえない」は、一研究者の見解にすぎず、具体的に国民の何割が和解を好まず訴訟を好むのかが明らかにされていない。また、13 頁の(3) 法社会学的見地からの検討「イ」の指摘に対する反論「新制度導入当初の混乱は、ある程度やむを得ないものであり、導入当初のコストとして受け容れるべきである」との見解も、判例の積み上げがなく、これからも積み上げがなされるか不明な状況で、なぜ混乱がやむを得ないのか、なぜコストとして受け入れなければならないのか、まったく理由が示されていない。米国以外の主要先進国が米国型フェアユース規定を採用していないこと、判例法の国である英国でさえも、目的を限定したフェアリーディング規定としていることをもっと考慮すべきである。

上記のような見解を根拠に、権利者・利用者の双方に生じるであろう混乱およびそのために必要な法的・経済的措置等について十分な検討を行うことなく、権利制限の一般規定の導入を前提にして13頁の「かかる見解を踏まえると、上記の各指摘を理由に権利制限の一般規定の導入の必要性自体を否定することは適当ではなく、むしろ、権利制限の一般規定の具体的な内容、規定振りを検討するに当たり、これらの指摘に十分留意することが重要であるものと考えられる」との結論を導くのは、拙速であると言わざるを得ない。

14頁に、「個別権利制限規定の解釈論や個別権利制限規定の改正等による解決には、今後一定の限界があり得ることは否定できず、また、民法上の一般規定に解決を委ねるよりも、著作権に特化した権利制限の一般規定を著作権法に導入する方が、現状よりも規律の明確化を図ることができると考えられる。かかる観点から、著作権法の中に権利制限の一般規定を導入する意義は認められる」とあるが、なぜ「個別権利制限規定の改正等による解決には、今後一定の限界があり得る」と「権利制限の一般規定を著作権法に導入する方が、現状よりも規律の明確化を図ることができる」のか理由が不明である。許諾や契約等による解決の可能性についても検討が必要である。

14頁に「権利制限の一般規定の導入を望む利用者側からの意見が現実によく寄せられ、さらには一般規定により権利制限の対象とすべきとして、具体的な著作物の利用行為が多数寄せられたことやその内容にかんがみると権利制限の一般規定を置かない現行法の下において、例えば、権利者の利益を不当に害さず、社会通念上権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用であっても、利用者側において権利侵害の可能性を認識し、ある種の危険負担をしつつ著作物を利用することが余儀なくされている場合や利用それ自体を躊躇せざるを得ない場合もあると考えられる」とあるが、どのような具体的事例において「利用者側において権利侵害の可能性を認識し、ある種の危険負担をしつつ著作物を利用することが余儀なくされている場合や利用それ自体を躊躇せざるを得ない場合」が生じているのか、なぜ許諾を得ることができないのか、なぜ個別権利制限規定では対応できないのか等の理由が示されるべきである。

14～15頁には、「権利制限の一般規定の要件や趣旨をある程度明確にする」とあるが、明確にできるのであれば、個別権利制限規定の導入の要否を検討すべきである。権利制限の一般規定は、一度導入すれば後戻りできないものであり、慎重な上にも慎重な検討が必要である。「懸念がある程度解消される」程度では、不十分である。

#### 第4章 権利制限の一般規定を導入する場合の検討課題について

##### 1 権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容について

#### **◆第4章 1(1)【16頁～17頁】**

16頁に「前章でみたとおり、技術の進展や社会状況の変化等に伴う個別権利制限規定

による対応の限界、あるいは利用者側に現に著作物の利用に支障が生じている」とあるが、「個別権利制限規定による対応の限界」である具体的証左や、許諾取得や契約や個別規定で対応できない「利用者側に現に著作物の利用に支障が生じている」具体的事例が不明である。

#### ◆第4章 1(2)【17頁～18頁】

17頁に「既存の個別権利制限規定がいずれも適用されない著作物の利用行為については、それが実質的には権利侵害とは評価できない場合であっても、形式的には権利侵害に該当してしまうこととなり、その結果、利用者側において著作物を円滑に利用できなくなっている可能性がある」とあるが、仮に個別権利制限規定が適用されなくても、許諾取得や契約の可能性や、著作権等管理事業者による簡便な権利処理の可能性や、裁定制度の利用等に言及せず、「著作物を円滑に利用できなくなっている可能性がある」としているのは解せない。「権利処理を行うぐらいなら、利用しない」という利用者の利便性まで考慮しているとすれば行き過ぎである。

17～18頁には、Aの利用類型の典型として、「写り込み」が例示されているが、「写り込み」については現行法の下でも裁判実務において弾力的に運用されているところである。時代の要請によりコンプライアンスが重視されるということであれば、権利制限の一般規定であっても、現行法下による運用でも、最終的には裁判で決着をつけなければならないという点では同じである。また、「写り込み」を許諾不要とする法改正がどうしても必要なのであれば、一般規定ではなく個別規定の導入を検討すべきである。A利用類型は、現状では「写り込み」以外が想定できず、「写り込み」に関して「利用の萎縮」があって他の手段では解決できないとすれば、個別規定で対応すればよいと考える。なおその場合であっても、意図的な「写し込み」は対象外とすべきである。

#### ◆第4章 1(3)①【18頁】

18頁に「利用者が著作物を円滑に利用できなくなっている可能性は否定できず」とあるが、具体的な事例の検証や現行法での対応の可否を記述せず、「利用できなくなっている可能性」を慮って権利制限の一般規定の導入を進めるのには反対である。

#### ◆第4章 1(3)②【19頁～20頁】

19頁のBの利用類型についても、「典型的な例」としていくつかあげられているが、具体的に例があげられるのであれば、権利制限の一般規定ではなく個別規定の要否を検討すべきである。そういった具体例を想定しながら、一般規定というあいまいな規定を導入して、運用にあたっては当事者間のガイドラインに期待するというのは、本末転倒である。また、B利用類型は、すべて当該著作物を特定した利用そのものであり、AおよびCの類型とは質的に異なる。Bの類型は、現行法でも黙示的なものも含めて許諾ベースで運用されているものである。

黙示的許諾については、19～20頁で「現状においてもそれぞれ妥当な解決を図ること

も可能であることから、敢えてこれを一般規定による権利制限の対象と位置付ける必要はないとの意見もありうる」との意見があったにもかかわらず、いきなり「利用者側において著作物の利用に関し何らかの問題が生じているとすれば、権利制限の一般規定により、かかる問題を解決することにも、一定の意義は認められるものと考えられる」と利用者の意見をそのまま論証無しで取り入れて結論付けているのは納得できない。

#### ◆第4章 1(3)③ 【20頁～21頁】

C利用類型として例示されている、20～21頁の「当該複製により作成された複製物が、あくまで技術開発・検証のための素材として利用されるに留まり、表現の知覚を目的としない」もので許諾処理が不可能なものについては、法改正の検討が必要な場合もあるかもしれないが、あくまでも個別権利制限規定の導入での対応を目指すべきである。

実際に、21頁に「技術の急速な進歩への対応やインターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図る措置として近時の法改正により手当てされた個別権利制限規定」とあるように、個別権利制限の規定が行われている。

なお、21頁に「例えば、いわゆる検索エンジンサービスに関しては、仮に47条の6の規定がなくとも、Cの類型をカバーする権利制限の一般規定があれば対応が可能であったと考えられるとの意見や、Cの類型は、上記近時の改正で設けられた個別権利制限規定を包括するようなものとして捉えることができるとの意見があった」とあるが、仮にその通りであるとしても、また権利制限の一般規定の導入が特定の事業者の利便性や利益につながっていたとしても、一般規定によりその他の通常の著作権利用にどのような影響があったのかについて検証する視点が欠落している。

#### ◆第4章 1(4)・(5)・(6) 【22頁～24頁】

24頁の「企業内での出版物等の複製のうち、複製対象の著作物の複製物を適法に取得・所持している場合における極めて少数の複製については、一般規定による権利制限の対象と位置付けることを検討すべきとの意見や、企業内での出版物等の複製等の問題については、いわゆる「市場の失敗」を根拠として一般規定による権利制限の対象と位置づけることを検討すべきであるとの意見」があったというのは、現在の著作権等管理事業者（複製権管理団体）の管理事業や著作権等管理事業制度そのものをないがしろにする議論であり、報告書に記述すること自体理解に苦しむ。

「市場の失敗」という経済学用語を使った意見について、事例や論証も示さずに記述しているのは一方的であり、社会に誤解や偏見を与えるものである。

これらはすべて、著作権等管理事業制度によって解決すべき問題であり、権利制限の一般規定をこれらに適用するとすれば、明確にベルヌ条約違反となる。

なお、フェアユース規定を導入している米国においても、上記のような「企業内での出版物等の複製」を権利制限しているようなことはなく、CCC等の著作権管理団体を通じて適正に権利処理が行われている。



#### ◆第4章 1(7) 【24頁】

24頁に「権利制限の対象範囲については、権利者の利益を不当に害しないという要件を付した上で、もう少し広げるべきではないかとの意見があった」とあるが、今後、権利制限規定を検討する際には、あらゆる場合に「権利者の利益を不当に害しないという要件」を付すことは必須であると考えている。

#### 2 権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題について

#### ◆第4章 2 【25頁～30頁】

25頁に「利用行為の非営利性を要件とすべきか否かも問題となるが、営利性については、上記追加要件において考慮することも可能であること、非営利性を別途独立の要件とした場合、AからCの類型はいずれも企業の営利活動に伴って行われる事例も多く想定されるため、権利制限の範囲が不当に狭くなり、事案によっては不合理な結論が生じる可能性があること等から、非営利性を独立した要件とする必要はない」とあるが、現行の個別権利制限規定においても、営利か非営利かによって権利制限の適用範囲は異なっており、「調査・研究」についても本来は営利か非営利かが区別されるべきと考える。さらに厳密な検討を行っていただきたい。

27頁に「権利制限の一般規定の導入に伴う個別権利制限規定の改正・見直しの必要性があるのかなどの問題が生じる可能性もある。この点については、具体的な規定の仕方により、その取扱いが変わることが考えられるので、慎重な検討が必要と考える」とあるが、当然、現行の個別権利制限規定への影響と、権利制限の一般規定との整合性についてもあらかじめ詳細な検討がなされるべきである。

27頁に「リバース・エンジニアリングに伴う複製等については、既に検討が行われ、文化審議会著作権分科会報告書（平成21年1月）において権利制限の対象とする旨の方向性が出されていること等にかんがみれば、個別権利制限規定を創設することによる対応を行うことが適当であると考えられる」とあるが、これはまさに利用類型Cの「あくまで技術開発・検証のための素材として利用されるに留まり、表現の知覚を目的としない」ものであり、個別権利制限規定で対応できる可能性を示すものである。

27頁で「権利制限の一般条項を設ける場合、その規定振り等については、ベルヌ条約9条（2）項、WIPO著作権条約10条等に規定されるスリーステップテスト（(i)特別の場合、(ii)著作物の通常の利用を妨げない、(iii)著作者の正当な利益を不当に害しない）（以下、単に「スリーステップテスト」という。）との整合性を慎重に検討する必要がある」としていることについては賛同する。

刑事罰との関係で、28頁で「権利制限の一般規定においても、明確性の原則に関する法理は基本的に妥当するものと考えられる」とあるが、明確にできるのであれば、個別権利制限規定の導入を検討すべきである。

30頁に「ガイドラインの整備の必要性については、法的に強制力のないガイドラインは、あくまでも著作物の利用に当たっての一つの基準に過ぎないが、例えば権利者団体と利用者団体の協議によりガイドラインが定められ、多くの利用者が当該ガイドラインを遵守し、著作物を利用している実態が認められれば、訴訟等においてもそのガイドラインが裁判所の判断に当たって業界の慣行として参考にされることもあろう。ガイドラインの整備については、特に法律上義務付ける必要はなく、権利制限の一般規定の内容、利用分野、関係権利者団体又は利用者団体の有無等に応じて、適切に考慮する必要がある」とあるが、第31条や第35条や第37条といった個別権利制限規定のガイドラインでさえ、当事者間で合意するのは容易ではなく、仮に想定されている権利制限の一般規定が、ガイドラインを作成できるような「取っ掛かり」のあるものであれば、個別権利制限の規定が十分可能であると考ええる。

#### ◆おわりに 【31頁】

31頁に「近時の社会状況の変化には急激なものがあり、特に情報通信技術の発展等に伴う著作物の創作や利用を取り巻く環境の変化や法令遵守等、著作物の利用者側に求められる社会的要請などの変化にかんがみれば、本小委員会の検討結果のとおり、何らかの形で権利制限の一般規定の導入することが適当であるものと考えられる」とあるが、まずは、許諾契約や裁定制度の運用等、次に個別権利制限規定を検討すべきである。著作権法が「特に情報通信技術の発展」に対して寄与したい（発展の足を引っ張りたくない）のであれば、まず、そのことに特化した個別権利制限規定を、あるいは考えられるすべての個別権利制限規定を検討すべきである。それでも不十分ということであれば、そこでようやく権利制限の一般規定導入の検討に移るべきである。そういった手順を踏んでいる間に、我が国の国際競争力や科学技術が諸外国に遅れをとってしまう、あるいは我が国の著作権法の不備により企業の技術開発や活動が阻害されているというのは、根拠の乏しい極端な意見である。

## 参考資料②

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」への意見

2010年6月

日本雑誌協会

### はじめに・第1章【1頁～3頁】

権利制限の一般規定ワーキングチーム報告書では、「立法的な対応が必要であると判断するためには、権利制限の一般規定がないことにより、実際に社会的な混乱が生じている等の立法事実があるのかという点について、手順を踏んで十分に検討する必要があるとの意見で一致した」にもかかわらず、法制問題小委員会は「権利制限の一般規定を導入する必要性については、これはあるという前提で今後議論を進めていきたい」とし、「ワーキングチームからの報告を受けた本小委員会は、ワーキングチーム報告書の内容を基に、権利制限の一般規定の導入の必要性とその内容につき、さらなる議論を重ねた」と絶対に言うことはできない。検討が尽くされた中間まとめではない。

知的財産戦略本部の「デジタル・ネット時代における知的財産専門調査会」報告書が、「(iii) 誤解等に基づいて違法行為が増加することが懸念され、訴訟コストの増加も含め権利者の負担が増加するのではないかと指摘するように、インターネット上の著作権侵害の特殊性の問題が全く議論されていない。

インターネットの普及により、著作権侵害の被害はアナログコンテンツだけだった時代と比べ、比較にならないほど大きくなっている。ネット上で公開されたコンテンツは基本的に自由にコピーすることができ、極めて短時間のうちに、多人数に配布可能となるためだ。

たとえば、少年漫画誌の掲載作品を動画として撮影し、YouTubeに掲載して少年が逮捕されるという事件が起こったが、逮捕までの段階で、閲覧回数は800万回にものぼった。

また、コンテンツ配信サービス「BitTorrent」における電子書籍のダウンロード数は、4月に米国でiPadの発売以降、平均して78%増加。米Attributorによると、1年間に違法ダウンロードされる電子書籍は総額30億ドルに迫るほどの規模にまでなっている。電子書籍の本格普及が予想される今後、日本も同様な状態となるのは確実である。

権利制限の一般規定が導入されると、その利用が違法であるかどうかの判断は裁判で「結論が出るまで」利用者にゆだねることになる。しかし、前述のように、ネット社会においてはごく短時間のうちに複製が出回り、権利者は取り返しのつかないダメージを受けることとなる。

### 第3章2・3・4【10頁～15頁】

#### 3 (1) 権利者へ与える不利益について

ア いわゆる居直り侵害者が蔓延するという指摘

イ 権利者側の権利行使に係る負担を増大させ、実質的な公平性を欠く結果になる可能性があるという指摘

ウ 特に個人の著作権者に対して訴訟による事後的解決を求めることは、過大な負担を負

わせるものであり、結果として権利者が泣き寝入りをせざるを得なくなるという指摘

これらの危惧は「当然のことと考えられる」としておきながら、アの指摘については「米国においてもフェアユースの抗弁が主張される事案がとりわけ多いとはいえないこと等にかんがみると、権利制限の一般規定を導入することにより、いわゆる居直り侵害者が蔓延するとまではいえないのではないかとし、居直り侵害者問題は一般規定の導入を妨げるものではないとしている。

しかし、米国のフェアユースは、判決が多数積み重ねられてきた後で導入されたものである。すでに利用者側に「居直り利用は通じない」という常識ができていたと考えられる。また、米国には数十万ドル以上の罰金が請求される懲罰的な賠償制度が存在し、著作権法違反の居直り利用の抑止効果として働いている。これら日本と米国では諸事情がことなるのに、米国フェアユース導入時の状況を論拠としたこと自体が「居直り利用」の実態分析として正しくない。

イとウの指摘についても、「フェアユース」を論拠に一時的にでもコンテンツを公開された時の被害は甚だしく大きなものとなり、裁判を経て権利確定するまでに、権利者はそのすべてを失ってしまう可能性が高い。重要なのは、居直り利用の件数ではなく、居直り利用を発生させないことである。

さらにいえば、告訴や訴訟という手段を使う前に、権利者が不正利用コンテンツの削除申請を行おうとすると、一つひとつのサイトを指定して、個別に削除申請を行わなければならないなど、膨大な手間、コストがかかってしまう。

コンピュータソフトウェア著作権協会が行っているインターネット上の不正コンテンツ削除申請だけで月間3000件超にのぼる。膨大な手間とコストを負担できない権利者が泣き寝入りをせざるを得ない状態はすでに生まれており、悪化の一途をたどっている。

これらの権利者へ与える不利益は、「権利制限の一般規定の要件や趣旨を一定程度明確にすること等により、これらの危惧はある程度解消される」と考えるのは絶対に間違いである。

### 第3章2・3・4【10頁～15頁】

#### 3 (3) 法社会学見地からの検討

イ 判例の蓄積がないまま、権利制限の一般規定を導入すれば混乱が生ずるのではないかと  
いう指摘

イの指摘については、権利制限の一般規定を導入する必要性について、利用者、権利者の大きな意見の隔たりが認められることは重大な問題であり、導入の前提となる社会的混乱等が起きているのか十分な検討検証が必要であることはもちろん、導入後の混乱についても、権利者へ与える不利益を正当に評価すれば、「仮に権利制限の一般規定を導入する必要性が肯定されるのであれば、新制度導入当初の混乱は、ある程度やむを得ないものであり、導入当初のコストとして受け容れるべきである」という法社会学の専門家の意見は事の重大さを軽々しく考えすぎである。

デジタル・ネット社会の著作物の利活用促進を前提として、すでに個別の権利制限規定は拡大しており、日本雑誌協会は一般規定の導入に反対の立場をとっている。例

例えば、今年から施行された改正著作権法47条2については、漫画等出版物について数量（ページ数）の規定を設けるべきと、漫画家団体とともに強く主張したが、曖昧なままの規定ぶりになった。こうした新たな個別権利制限についても、法施行後、多面的な検証が行われているとは言い難い。

コンテンツ大国を標ぼうする日本においては、知の拡大再生産が担保されることが重要である。この議論は、文部科学省、経済産業省、総務省と作家、出版界、IT関係者等が参加したいわゆる「三省デジ懇」でも行われており、デジタルネットワーク社会の著作物の利活用は創造性の高い著作物を生みだせる環境を持続し、発展させていくことが何より大切になる。権利制限の一般規定を導入することが、知の拡大再生産につながるとは絶対に思えない。

#### **第4章1（2）【17頁～18頁】**

このA類型に該当すると思われる行為は、いわゆる「写り込み」「写し込み」と呼ばれる利用しか挙げられていない。昨年の法制問題小委員会のヒアリングで日本経団連からの出席者が言明したように、今年から施行された改正著作権法で個別制限規定が整備され、権利制限の一般規定導入は必要ない状況である。それでも万が一、具体的に不都合のある利用形態があるならば、個別制限規定の創設・改正で充分対応可能である。

#### **第4章1（3）②【19頁～20頁】**

このB類型に該当すると思われる行為は、黙示的許諾の法理により、あるいは昨年の法制問題小委員会のヒアリングで日本経団連からの出席者が言明したように、今年から施行された改正著作権法で個別制限規定が整備され、権利制限の一般規定導入は必要ない状況である。それでも万が一、具体的に不都合のある利用形態があるならば、個別制限規定の創設・改正で充分対応可能である。

#### **第4章1（3）③【20頁～21頁】**

このC類型に該当すると思われる行為は、昨年の法制問題小委員会のヒアリングで日本経団連からの出席者が言明したように、今年から施行された改正著作権法で個別制限規定が整備され、権利制限の一般規定導入は必要ない状況である。それでも万が一、具体的に不都合のある利用形態があるならば、個別制限規定の創設・改正で充分対応可能である。